

平成  
十九年  
五條市議会第四回十二月定例会会議録(第五号)

平成十九年十二月十七日(月曜日)

議事日程(第五号)

平成十九年十二月十七日 午前十時開議

- 第一 議第六十三号 一般職の職員給与に関する条例の一部改正について
  - 第二 議第六十四号 平成十九年度五條市一般会計補正予算(第四号)議定について
  - 第三 同第 十二号 五條市教育委員会の任命について
  - 第四 同第 十三号 五條市教育委員会委員の任命について
- 追加日程(第六号)
- 第一 選第 三号 議長の選挙について

本日の会議に付した事件

選第三号 議長選挙について上程まで

出席議員(二十一名)

一番	西本幸洋
二番	太田好紀
三番	川村家廣

説明のための出席者

欠席議員（なし）

二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番
田	大	榮	土	黄	樗	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池	藤
						久											
原	谷	林	井	木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上	富
清	龍	末	康	英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美
														比			恵
孝	雄	次	嗣	夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄	子

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局主任	事務局次長	事務局次長	事務局長	企画調整課長	庶務課長	秘書課長	財政課長	水道局長	会計管理者	消防本部次長	大塔支所長	西吉野支所長	生活産業部長	総務部長	市長公室長	教育長職務代行者	副市長	市長
柳ヶ瀬	笹谷	西峯	乾	乾	長田	山下	大垣	田中	堂阪	阪上	堤ノ上	東	竹本	森本	林	上山	岡本	橋本	榮林	吉野
五美	久美	久美	久美	久美	久美	正賢	賢治	賢治	賢治	武則	好文	正章	重博	康元	正信	保見	和人	重夫	勝美	晴夫

午前十時四十分再開

○議長（寺本保英）ただいまから、去る十四日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（寺本保英）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（寺本保英）日程第一、本日提出されました議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第六十三号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第六十三号について、提案理由の御説明を申し上げます。

職員の給与につきましては、例年国の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与が改定された場合において、議会の御議決をいただき、国に準じ給与の改定をさせていただいてるところであります。

本年は、八月に人事院の給与改定の勧告がなされました。例年であれば、十二月定例会準備期間までに国家公務員の給与を改正する法律が施行され、本市の給与条例を改正する条例の提案をさせていただいておりますが、御存じのとおり、今国会は審議する議案が多く、国家公務員の給与を改正する法案が可決されるまで時間がかかっておりましたが、先般可決され、十一月三十日施行となりましたので、今回追加議案として提出をさせていただ

た次第であります。平成十九年の人事院勧告の概要は、民間企業との給与格差一千三百五十二円の〇・三五パーセントを埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した給料月額を引き上げ、子供などに係る扶養手当の月額を五百円引き上げ、勤勉手当を年間〇・〇五箇月分引き上げることとしております。

給料月額及び扶養手当の改定については、平成十九年四月にさかのぼり、また、勤勉手当については十二月期で引き上げ調整することとなっております。

議案書の二ページを御覧いただきたいと思えます。

第一条は、給与条例第七条第三項に規定する扶養手当の子などの月額を五百円引き上げ、「六千円」から「六千五百円」とすることと、改定に伴う文言の整理、第七条第二項、第三項の文言の一部についても整理し、改正しようとするものであります。

また、第十六条第二項第一号に規定する勤勉手当の支給を、現行「一〇〇分の七二・五」から「〇・〇五引き上げ」、「一〇〇分の七七・五」に改めようとするものであります。

別表の給料表においても、一級一号給から六十八号給、二級一号給から三十六号給、三級一号給から十六号給までの給料月額を改めようとするものであります。

議案書九ページを御覧いただきたいと思えます。

第二条は、第一条で改正しようとしています平成十九年十二月期の勤勉手当を「一〇〇分の七七・五」を平成二十年度からは、六月期と十二月期の支給率を同様にするため、「一〇〇分の七五」に改正しようとするものであります。

附則の第一項は、この改正する条例は公布の日から施行することとし、第二条の規定においては平成二十年四月一日の施行を定めております。

第二項は、第一条の規定の適用日を定めております。

扶養手当及び給料表の改正については、平成十九年四月一日にさかのぼり適用し、勤勉手当については十二月期で調整支給するため、十二月一日に適用しようとするものであります。

第三項及び第四項は、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間の給料の異動等があった場合の規定、第五項は改正前に支給した給与は改正後の給与の内払いである規定、第六項は改正する条例の施行に関しての必要事項を規則に委任することを定めております。

よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第二、本日提出されました議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第六十四号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（総務部長）ただいま上程いただきました議第六十四号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第四号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算（第四号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ四千七百二十一万七千円の追加でございますが、歳入歳出の予算額はそれぞれ百八十二億四千九百四十五万一千円

となります。

次に、歳出について説明させていただきます。七ページを御覧願います。主なものについて説明申し上げますので、御了承願います。

二款総務費、二項徴稅費、二目賦課徵收費、二十三節償還金利子及び割引料七百万円につきましては、過年度分の過誤納還付金に不足が生じたため、追加を行うものでございます。

六款商工費、一項商工費、六目セミナーハウス費、十一節需用費二百万円につきましては、「きすみ館」の熱交換器等の修繕費を計上するものでございます。

七款土木費、五項住宅費、二目公営住宅建設費、十五節工事請負費四百十万円につきましては、東田中団地のガス管入替工事費を計上するものでございます。

八ページをお開き願います。

九款教育費、六項社会教育費、十二目文化財保護費、十九節負担金補助及び交付金三千万円につきましては、「うちのの館」の管理運営補助金を計上するものでございます。

なお、これの財源につきましては、全額寄附金でございます。

十款災害復旧費、二項農林業施設災害復旧費、二目農地災害復旧費、十五節工事請負費三百八十四万四千円につきましては、北宇智地区の農地災害復旧工事費を計上するものでございます。

次に、歳入につきましては、少しページが戻りますが、四ページの事項別明細書の総括により説明申し上げます。

十二款分担金及び負担金で百九十七万八千円、十四款国庫支出金で百九十万八千円、十五款県支出金で百九十七万八千円、十七款寄附金で四千万円、十九款繰越金で百三十五万三千円をそれぞれ増額し、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第三、同第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）同第十二号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）五條市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました同第十二号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました御勢久右衛門委員が、平成十八年十一月十三日に死去されたことにより、後任の委員の任命について同意を求めるものであります。

後任として、赤井 猛氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、人格も高潔で、教育及び文化においても深い見識があり、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解をいただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）上程されました同第十二号の赤井 猛氏におかれましては問題があると私は判断いたしておりませんが、推薦されました吉野晴夫市長におかれましては、現在地方自治法第百条に基づく調査委員会におきまして、平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁虚偽疑惑に関する事項と、そして、吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項の二つの点につきまして、今、調査が行われておる最中でございます。まだ疑惑が晴れたということではございませんので、吉野市長から出されましたこの方につきましては、退席をさせていただきます。採決に当たりましては棄権の態度をとらせていただきたいと思いますので、議長におかれましてはよろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（寺本保英）質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、土井康嗣議員の発言を許します。十八番土井康嗣議員。

〔十八番 土井康嗣登壇〕

○十八番（土井康嗣）ただいま上程されております同第十二号の同意案件につきまして、反対の立場から討論を行います。

この案件につきましては、本年七月の第一回臨時会と九月の第三回定例会に提案され、起立採決の結果、否決された案件であります。

この間、市長からは議会に対して何ら説明の機会を設けることもなく、また、今回、同じ内容での同意を求めておられます。

これらの理由から、この同意案件について反対を表明し、私の討論といたします。

○議長（寺本保英）以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第四、同第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）同第十三号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第十三号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました田村幸子教育長が平成十九年五月三十一日をもって辞職されました。

その後任の委員の任命について、同意を求めるものであります。

後任として、伊藤 中氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、人格も高潔で、特に教育指導におきましては精通されており、歴史、文化にも深く見識のある方です。また、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解いただきまして、どうか議員各位の満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）伊藤 中氏おかれましては問題ある方と私は判断しておりませんが、先ほどの同第十二号と同じ理由をもちまして、退席をさせていただきます。採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、どうか議長におかれましては取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、土井康嗣議員の発言を許します。十八番土井康嗣議員。

〔十八番 土井康嗣登壇〕

○十八番（土井康嗣）ただいま上程されております同第十三号の同意案件につきまして、反対の立場から討論を行います。

この案件につきましても本年七月の第一回臨時会と九月の第三回定例会に提案され、起立採決の結果否決された案件であります。先ほどの案件に対する討論と同じ理由から、本同意案件につきましても反対することを表明し、討論いたします。

○議長（寺本保英）以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（寺本保英）議事の都合により、副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（佐久間正己）議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

寺本保英議員から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（佐久間正己）御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第一百七十七条の規定により、寺本保英議員の退場を求めます。

〔寺本保英議員退場〕

○副議長（佐久間正己） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

五條市議会副議長殿

五條市議会議長 寺本保英

辞 職 願

このたび、諸般の事情により議長を辞職したので許可されるようお願いいたします。

○副議長（佐久間正己） お諮りいたします。寺本保英議員の議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（佐久間正己） 御異議なしと認めます。よって、寺本保英議員の議長の辞職を許可することに決しました。  
寺本保英議員の入場を許します。

〔寺本保英議員入場〕

○副議長（佐久間正己） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（佐久間正己） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（佐久間正己） 追加議案及び日程を配付させます。

追加議案及び日程の配付漏れはございませんか。――。  
配付漏れなしと認めます。  
これより日程に入ります。

○副議長（佐久間正己）追加日程第一、選第三号を議題といたします。  
事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）選第三号 議長の選挙について。

地方自治法第百三条の規定により本市議会議長の選挙を行う。

平成十九年十二月十七日提出

五 條 市 議 会

○副議長（佐久間正己）意見調整のため休憩いたします。  
午前十一時五分休憩に入る